

# 後期高齢者 医療制度のご案内

令和6年度版



現役世代と高齢者の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために、平成20年4月から始まった75歳(一定の障害があり、申請により認定を受けた65歳)以上の方の医療保険制度です。

現役世代が高齢者を支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民皆保険を引き継いでいく支えあいのしくみであり、国民保健の向上と高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

兵庫県後期高齢者医療広域連合

# 被保険者(制度の対象者)

兵庫県内にお住まいの	いつから
75歳以上の方	75歳の誕生日当日
65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方	広域連合の認定を受けた日

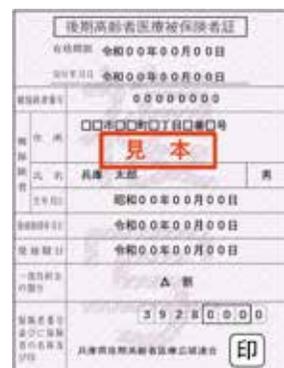
※制度加入前日に会社の健康保険などに加入していた方は、それまで加入していた医療保険の資格喪失の手続きをしてください。  
また、その被扶養者だった方は国民健康保険などに別加入することになります。お住まいの市(区)町などの国民健康保険担当窓口で必要な手続きをしてください。

## 被保険者証

- 被保険者には被保険者証がお一人に1枚交付されます。<sup>※1</sup>
- 75歳の誕生日を迎え、被保険者となるときは、申請の必要はなく、誕生日までに被保険者証が送付されます。<sup>※1</sup>
- 病気やケガで診療を受けるときは医療機関等の窓口で被保険者証またはマイナ保険証<sup>※2</sup>を提示してください。<sup>※1</sup>

※1 マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証の交付は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます(マイナ保険証をお持ちでない方へは「資格確認書」の交付が予定されています)。

※2 健康保険証利用登録後のマイナンバーカード



## マイナンバーカードの保険証利用のご案内

右のステッカー・ポスターのある医療機関(病院、薬局など)では、マイナンバーカードが被保険者証として利用できます。

### 利用には登録が必要です

#### 1 「マイナポータル」から登録

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたは、パソコン(ICカードリーダーが必要です)から「マイナポータル」にアクセスして利用登録ができます。

#### 2 セブン銀行ATMで登録

セブン-イレブンや商業施設、駅等に設置されているセブン銀行ATMで利用登録ができます。

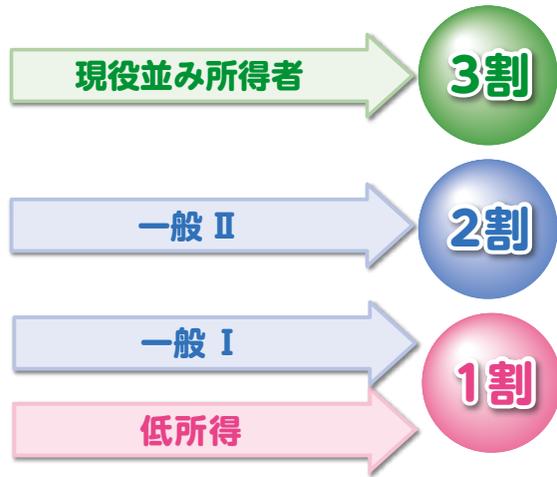
#### 3 医療機関・薬局の受付で登録

※お住まいの市(区)町でも登録できる場合があります。お住まいの市(区)町のマイナンバーカード担当窓口にご確認ください。



# 一部負担金の割合

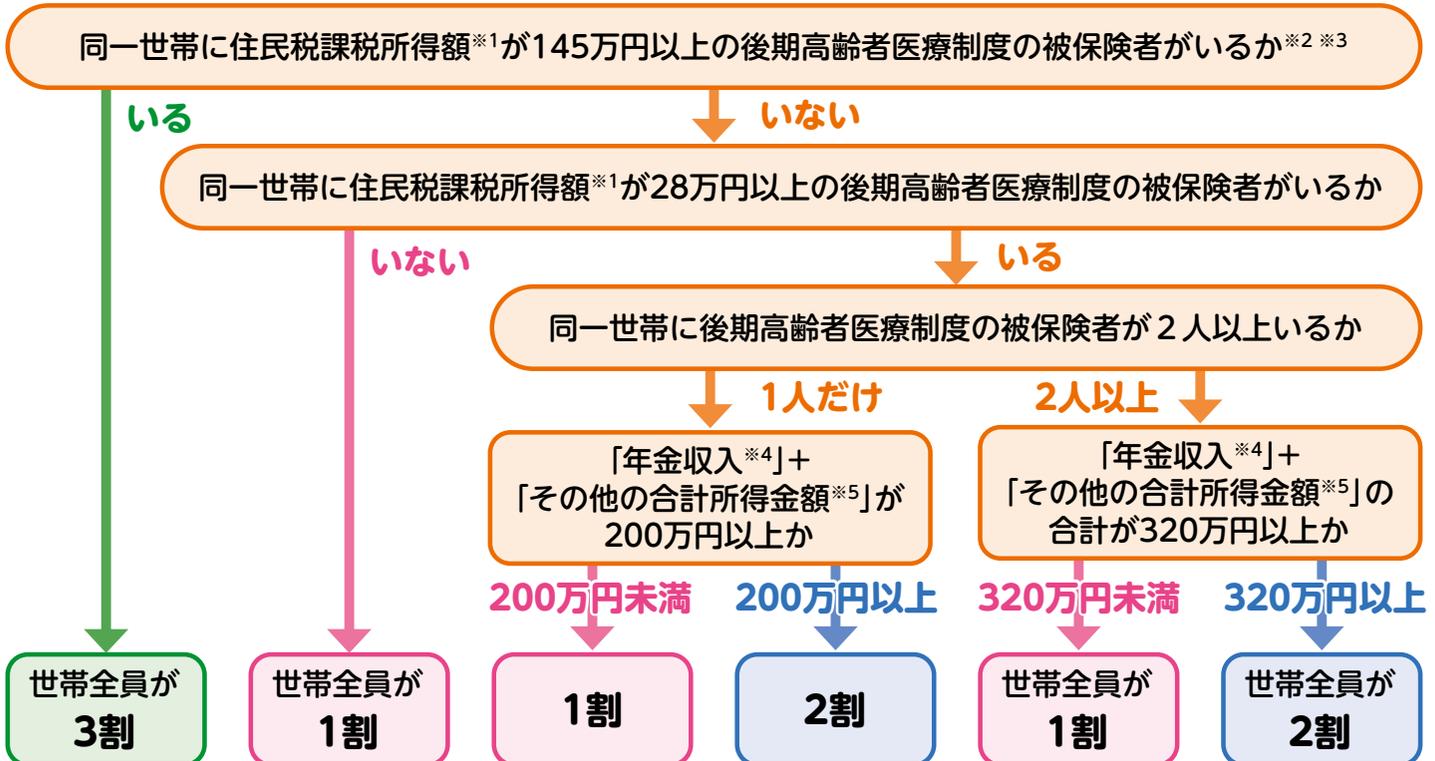
病気やケガで診療を受けるときは、被保険者証等を医療機関等の窓口で提示して、かかった医療費の1割・2割・3割のいずれかを負担します。



令和6年8月から令和7年7月までの一部負担金の割合は、令和6年度の住民税課税所得額と令和5年(令和5年1月1日～12月31日)中の収入額で判定します。

現役並み所得者とは、同一世帯に**住民税課税所得額145万円以上**の後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯の方をいいます。ただし、次のAからCに該当する場合は1割または2割負担となります(申請が必要な場合があります)。

- A** 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が**1人**の場合  
▶被保険者の**収入額**383万円未満
- B** 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が**2人以上**いる場合  
▶被保険者全員の**収入合計額**520万円未満
- C** 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が**1人で、かつ70歳以上75歳未満の方がいる**場合  
▶被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の**収入合計額**520万円未満



※1 「住民税課税所得額」とは、収入金額から必要経費を差し引いた総所得金額等から、地方税法第314条の2に記載されている各種所得控除額(社会保険料控除、医療費控除等)を差し引いて算出したものをいい、毎年6月頃に市(区)町村から送付される納税通知書で確認いただけます(納税通知書には、課税標準額と記載されていることがあります)。なお、免税となる肉用牛の売却による事業所得については、住民税課税所得額に含めません。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額が145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、[いない]に進みます。

※3 3ページの3つの□(A、B、C)いずれかに当てはまる場合は、現役並み所得者の対象外となり、[いない]に進みます。

※4 「年金収入」とは、公的年金等控除額を差し引く前の金額です。遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する「合計所得金額」より長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算し、公的年金の雑所得を除いた金額のことです。

# おもな給付

下記の給付については、お住まいの市(区)町の担当窓口へ申請してください。

## 1. 高額療養費

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になったとき、決められた自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。なお、初めて高額療養費の支給対象となった場合、診療月から概ね3カ月後に広域連合から申請書が送付されますので、その際に申請してください。

なお、同一の医療機関等の窓口でのお支払いは、月ごとの自己負担限度額までとなります。令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1カ月の外来の医療費の自己負担額の増加額を3,000円までに抑える配慮措置を適用します(入院の医療費は対象外です)。

※同一の医療機関等であっても外来・入院・歯科は別々に算定します。

※低所得Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」の提示、またはオンライン資格確認を導入している医療機関等の窓口で限度額適用区分の確認に同意することにより、それぞれの自己負担限度額の適用を受けることができます。認定証の交付については事前の申請が必要です。

### 自己負担限度額(月額)

(月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となる方の個人ごとの自己負担限度額は、75歳の誕生月に限り2分の1となります。)

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	個人ごと(外来のみ)	世帯ごと(外来+入院)
現役並み所得者 <sup>※1</sup>	Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回該当140,100円】 <sup>※4</sup>
	Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当 93,000円】 <sup>※4</sup>
	Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当 44,400円】 <sup>※4</sup>
一般	Ⅱ <sup>※2</sup>	18,000円 または 6,000円+(総医療費-30,000円)×10% <sup>※5</sup> (年間上限144,000円) <sup>※6</sup>
	Ⅰ	18,000円(年間上限144,000円) <sup>※6</sup>
低所得 <sup>※3</sup>	Ⅱ	57,600円 【多数回該当44,400円】 <sup>※4</sup>
	Ⅰ	8,000円

※1 現役並み所得者Ⅲ…住民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者のいる世帯の方  
現役並み所得者Ⅱ…住民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者のいる世帯の方  
現役並み所得者Ⅰ…住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者のいる世帯の方

※2 一般Ⅱ…住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者のいる世帯の方で、「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が320万円(単身世帯の場合は200万円)以上の方

※3 低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税である方で、低所得Ⅰ以外の方  
低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税であって、各所得(公的年金等控除額は80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得額から10万円を控除(0円を下回る場合は0円とする))が0円の方

※4 【 】内は後期高齢者医療制度において、当月分を含めて過去12カ月以内に世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。

※5 外来の自己負担限度額については、いずれか低い金額が適用されます。

※6 1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の合計金額が144,000円を超えた場合、その超えた額が高額療養費(年間)として支給されます。

## 2. 療養費

医療費などを全額自己負担したときに、一部負担金を除いた額が支給されます。

- 急病など、やむを得ない事情で被保険者証を提示せずに治療を受けたとき
- コルセットなど治療用装具を作ったとき
- 医師の同意の下、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき
- 海外渡航中、急病などにより治療を受けたとき

## 3. 高額介護合算療養費

医療費の自己負担額と介護サービス費の自己負担額の年間合計額が高額になったときに、定められた基準額を超えた額が申請により後日、支給されます。

## 4. 葬祭費

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方(喪主)に5万円が支給されます。

# 保険料

### ～令和6年度から後期高齢者医療制度の一部が改正されます～

子育てを全世代で支援するため、また、高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月に公布され、後期高齢者医療制度の保険料について、つぎのような改正が行われました。

- ・後期高齢者医療制度が、出産育児一時金にかかる費用の一部を支援するしくみを導入
- ・後期高齢者一人あたりの保険料の伸び率を現役世代の一人あたりの「後期高齢者支援金」の伸び率に合わせる(後期高齢者負担率を引き上げる見直し)

これらにより、後期高齢者が負担する保険料は増加することとなります。

制度改正により増加する保険料は賦課限度額や所得割率を引き上げる形で負担能力に応じた負担としつつ、負担の急激な増加をやわらげるため、令和6年度は、一部の方に激変緩和措置が講じられます(詳細は「2. 保険料の計算方法」をご参照ください)。

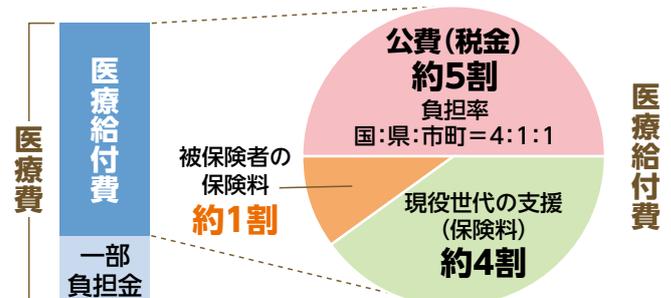
## 1. 医療費負担のしくみ

医療費から窓口でお支払いいただく一部負担金を除いた医療給付費の約1割を、みなさんからの保険料で賄います。

## 2. 保険料の計算方法

保険料は被保険者お一人おひとりに、お支払いいただきます。

保険料は、みなさんが等しく負担する「均等割額」(定額)と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。



# 兵庫県の令和6年度保険料額(一人あたり)

<b>均等割額</b> 被保険者 一人あたり 52,791円	+	<b>所得割額</b> (総所得金額等－基礎控除額43万円 <sup>(注1)</sup> ) × 所得割率11.24% <sup>(注2)</sup>	=	<b>保険料額 (年額)</b> 賦課限度額 80万円 <sup>(注3)</sup>
---	---	---	---	---

※均等割額と所得割率は2年ごとに見直し、兵庫県内で均一です。

※総所得金額等＝収入額－控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。)

(注1) 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

(注2) 激変緩和措置として、令和6年度に限り、総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の場合、所得割率は10.32%です。

(注3) 激変緩和措置として、令和6年度に限り、昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された方の賦課限度額は73万円です。

※年度の途中で被保険者の資格を取得または喪失したときは、月割りで計算した保険料となります。

(例) 5月20日に取得の場合、5月分から保険料がかかり、前保険は4月分までとなります。

5月20日に喪失の場合、保険料がかかるのは4月分までとなります。

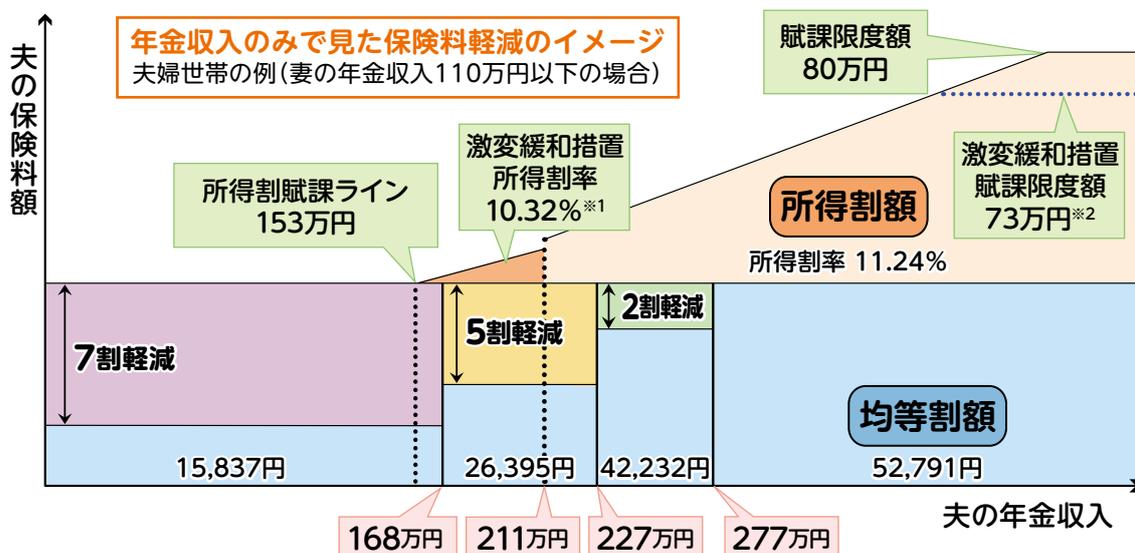
## 3. 所得の低い方の軽減

### 均等割額の軽減(令和6年度)

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が 次の基準額以下の世帯	軽減割合 (軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1) <sup>*</sup>	7割(15,837円)
基礎控除額(43万円)+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者数-1) <sup>*</sup>	5割(26,395円)
基礎控除額(43万円)+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者数-1) <sup>*</sup>	2割(42,232円)

※ 年金・給与所得者とは、同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得または公的年金等所得およびその両方がある者をいいます。



※1 激変緩和措置として、令和6年度に限り、総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の場合、所得割率は10.32%です。

※2 激変緩和措置として、令和6年度に限り、昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された方の賦課限度額は73万円です。

**例** 収入が年金収入168万円のみで  
給与収入100万円ある子(被保険者ではない世帯主)と同居している場合

【軽減判定基準の総所得金額等】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入額} \\ \hline 168\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除額} \\ \hline 110\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{年金特別控除額}^* \\ \hline 15\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 43\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{給与収入額} \\ \hline 100\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得控除額} \\ \hline 55\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 45\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

【軽減割合】

$$43\text{万円} + (54.5\text{万円} \times \text{被保険者数}1人) + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者数}(2人) - 1) = 107.5\text{万円} > 88\text{万円} \rightarrow \text{2割軽減対象}$$

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

## 4. 被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は、均等割額が5割軽減となります。該当される方は、お住まいの市(区)町の担当窓口へ届け出てください。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

## 5. 保険料のお支払い方法

保険料はお住まいの市(区)町にお支払いいただきます。

対象となる年金額が年額18万円以上の方は、原則、年金から保険料をお支払いいただきます。(特別徴収)

それ以外の方は、口座振替または納付書でお支払いいただきます。(普通徴収)

※介護保険料と合わせた保険料額が、対象となる年金額の2分の1を超える場合も普通徴収でお支払いいただきます。

※新たに被保険者となる方や住所を異動した方は、一定期間普通徴収となる場合があります。

### 特別徴収(年金からのお支払い)から口座振替によるお支払いへの変更を希望される方へ

保険料のお支払いは、原則、特別徴収ですが、申し出により各市町が認めた場合、口座振替を選択できます。

特別徴収から口座振替によるお支払いへの変更を希望される方は、お住まいの市(区)町へお申し出ください。なお、申し出から特別徴収の中止まで数カ月かかります。

詳しくは、お住まいの市(区)町の担当窓口へお問い合わせください。

※配偶者など被保険者本人以外の口座からのお支払いの場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方の控除対象となり、その方の所得税および住民税が減額となることがあります。

※保険料の滞納が見込まれる場合は、口座振替への変更が認められないことがあります。

※納付書によるお支払いへの変更はできません。

## 保険料の減免及び徴収猶予

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。

詳しくは、お住まいの市(区)町の担当窓口へお問い合わせください。

# 後期高齢者医療制度のしくみ

兵庫県内41市町すべてが加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」と市(区)町が役割を分担して運営しています。

## 広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営。

## 市(区)町が行うこと

被保険者への被保険者証の引渡し、各種届出や申請などの受付、保険料の徴収など。



各種届出や申請の受付・保険料などは  
お住まいの市(区)町の担当窓口にご相談ください。

市町名	電話番号	市町名	電話番号
神戸市	078-381-7726	丹波篠山市	079-552-7103
姫路市	079-221-2315	養父市	079-662-3165
尼崎市	06-6489-6836	丹波市	0795-82-6690
明石市	078-918-5165	南あわじ市	0799-43-5257
西宮市	0798-35-3192	朝来市	079-672-6120
洲本市	0799-24-7608	淡路市	0799-64-2509
芦屋市	0797-38-2037	宍粟市	0790-63-3108
伊丹市	072-784-8041	加東市	0795-43-0501
相生市	0791-23-7154	猪名川町	072-766-0001(代)
豊岡市	0796-21-9061	多可町	0795-32-2383
加古川市	079-427-9388	稲美町	079-492-9135
たつの市	0791-64-3240	播磨町	079-435-2581
赤穂市	0791-43-6820	神河町	0790-34-0962
西脇市	0795-22-3111(代)	市川町	0790-26-1019
宝塚市	0797-77-9103	福崎町	0790-22-0560(代)
三木市	0794-82-2000(代)	太子町	079-277-1012
高砂市	079-443-9021	上郡町	0791-52-1152
川西市	072-740-1108	佐用町	0790-82-0660
小野市	0794-63-1000(代)	香美町	0796-36-1114
三田市	079-559-5049	新温泉町	0796-82-5620
加西市	0790-42-8796		

※(代)は代表番号です。それ以外は直通です。  
電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

## 兵庫県後期高齢者医療広域連合

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号(センタープラザ内)  
TEL:078-326-2612(代表・コールセンター) URL:<https://www.kouiki-hyogo.jp>

このリーフレットは令和6年3月現在の情報により作成しています。